

9月12日からの大雨で被災された皆さまへ

この度の大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

建物などに被害を受けた場合、生活再建に伴う公的支援の手続きや保険請求の手続きのため、市が発行する証明書が必要になる場合があります。四日市市では、「罹災(りさい)証明書」または「被災届出証明書」を発行しています。証明書が必要な方は、下記の受付窓口で申請をお願いします。

なお、本市の主な支援制度の一覧を裏面に記載しましたので、併せてご確認ください。

罹災(りさい)証明書	被災届出証明書
住家に被害を受けられた方で、被害の程度を証明する必要がある方に発行する証明書	住家や非住家(工場・店舗・事務所など住家ではない建物や自動車・重機・家財など)が被害を受け、保険請求等に際して、公的な書類が必要な方に発行する証明書
【受付窓口】 <8時30分～17時15分(土・日、祝日除く)> 市民生活課(市役所5階) 各地区市民センター(中部地区市民センター除く) <10時00分～19時00分> 市民窓口サービスセンター	【受付窓口】 <8時30分～17時15分(土・日、祝日除く)> 市民課(市役所1階) 各地区市民センター(中部地区市民センター除く) <10時00分～19時00分> 市民窓口サービスセンター
【発行手数料】 無料	
【持ち物】 本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)	
【その他】 必要な証明書の種別〔罹災(りさい)証明書または被災届出証明書〕を事前に提出先などにご確認ください	
【証明書発行に関するお問い合わせ先】 市民生活課 ☎059-354-8146 FAX059-354-8316	

各種支援制度については、市ホームページをご確認ください。スマートフォンでも、右記の二次元コードからご確認ください。また、罹災(りさい)証明書で受けられる主な支援制度については、裏面をご覧ください。



各種支援制度について、お問い合わせ先がご不明な場合は、案内窓口へ ☎059-325-6807

【受付時間】9時00分～16時00分(土・日、祝日除く)

【発行】危機管理課 ☎059-354-8119

罹災証明書で受けられる主な支援制度のご案内

【住宅】

受付時間：8時30分～17時15分（土・日、祝日除く）

制度	内容	対象	窓口・連絡先
住宅の応急修理	四日市市が必要最小限の修理を実施 半壊739,000円以内 準半壊358,000円以内	床上浸水 ※被害の程度 「準半壊」、「半壊」が対象	建築指導課（市役所4階） ☎059-354-8183
市営住宅の一時使用	居住不可能となった場合、市営住宅を使用	床上浸水	市営住宅課（市役所4階） ☎059-354-8218

【支給・減免】

制度	内容	対象	窓口・連絡先
災害見舞金の支給	災害見舞金を支給 半壊50,000円 床上浸水30,000円	床上浸水	福祉総務課（市役所3階） ☎059-354-8109
市・県民税の減免	罹災（りさい）程度と前年の合計所得金額に応じ、市県民税を減免	床上浸水	市民税課（市役所2階） ☎059-354-8132
市税の納税猶予	被害状況により市税（納期未到来分に限る）を一時的に納付できない場合、一定期間、納税を猶予	床上浸水 床下浸水	収納推進課（市役所2階） ☎059-354-8143
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免	罹災（りさい）程度と世帯の前年合計所得に応じ、保険料を減免	床上浸水	保険料収納室（市役所3階） ☎059-354-8160
国民年金保険料の免除・納付猶予	罹災（りさい）程度等に応じ、保険料を免除・納付猶予	床上浸水 床下浸水	四日市年金事務所 ☎059-353-5515 保険年金課（市役所3階） ☎059-340-0221
介護保険料の減免	一定の割合を減免	床上浸水	介護保険課（市役所3階） ☎059-354-8190
保育所保育料の減免	一定の割合を減免	床上浸水 ※被害の程度 「半壊」が対象	保育幼稚園課（総合会館3階） ☎059-354-8172
水道料金・下水道使用料の減免	清掃等に使用した水道料金等を減免	床上浸水 床下浸水	上下水道局お客様センター ☎059-354-8355
学用品の支給	児童・生徒の文房具や通学用品等の給与	床上浸水	学校教育課（市役所9階） ☎059-354-8250

※掲載情報は、令和7年9月29日時点の情報です。最新の情報は市ホームページをご確認ください。